

■総論■

第1章 作成に当たって

第1節 計画作成の趣旨

本県の総人口は、若年層の就職・進学による県外への転出や少子化などにより、昭和60年代から減少傾向にあります。平成25年10月1日現在の本県の高齢化率は27.8%で全国18位となっており、また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が高いことが特徴として挙げられます。

戦後の第1次ベビーブームに出生した、いわゆる「団塊の世代」が平成27（2015）年までには高齢者世代に加わり、高齢化が進んでいます。それに伴い、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、認知症高齢者など要介護認定者が増加し、高齢者の生活様式、考え方及び価値観も一層多様化しています。

こうした高齢者を取り巻く現状等を踏まえ、「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37（2025）年の高齢者像、高齢社会像を念頭に置き、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って、すこやかで安心して暮らせるよう、これまでの取組を発展させ、「地域包括ケア計画」として在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業に積極的に取り組み、地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりなど市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画として作成しました。

第2節 計画の性格

この計画は、老人福祉法第20条の9の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第118条の規定に基づく「介護保険事業支援計画」を「鹿児島県高齢者保健福祉計画」として一体的に作成するもので、「鹿児島県保健医療計画」など他の計画との調和を図りながら、本県における高齢者の保健・医療・福祉等に関する各種施策について、総合的かつ計画的に推進するための基本的方向を明らかにします。

第3節 計画の期間

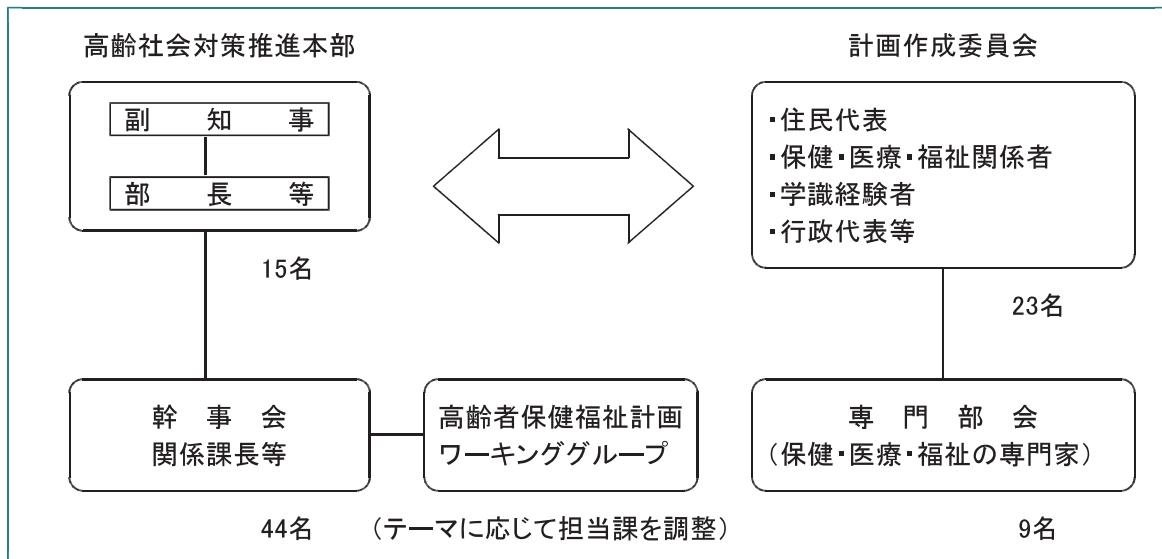
この計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3か年計画とします。

第4節 計画作成の経緯

計画の作成に当たっては、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等23名で構成する「鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会」を設置し、その意見を伺いながら進めるとともに、より専門的な助言等を得るために、委員会の中に9名で構成する「専門部会」を設置しました。

また、作成過程においては、高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査及びパブリック・コメントを実施し、広く県民の意見の把握と反映に努めました。

【図表1-1】計画の作成体制



第5節 高齢者保健福祉圏域の設定

県計画では、介護保険法第118条の規定に基づき、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域（以下、「高齢者保健福祉圏域」という。）を定めることとなっています。

圏域については、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）によると、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から医療法に基づく二次保健医療圏と一致させることが望ましいとされています。

このようなことから、「高齢者保健福祉圏域」については、国的基本指針を踏まえ、鹿児島県保健医療計画の二次保健医療圏と一致させて、次の9つの圏域を設定しています。

【図表1－2】 高齢者保健福祉圏域（平成27年3月現在）

圏域名	対象市・郡等	市町村数
鹿児島 高齢者保健福祉圏域	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、鹿児島郡(三島村、十島村)	5
南 薩 高齢者保健福祉圏域	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市	4
川 薩 高齢者保健福祉圏域	薩摩川内市、薩摩郡(さつま町)	2
出 水 高齢者保健福祉圏域	阿久根市、出水市、出水郡(長島町)	3
姶良・伊佐 高齢者保健福祉圏域	霧島市、伊佐市、姶良市、姶良郡(湧水町)	4
曾 於 高齢者保健福祉圏域	曾於市、志布志市、曾於郡(大崎町)	3
肝 属 高齢者保健福祉圏域	鹿屋市、垂水市、肝属郡(東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町)	6
熊 毛 高齢者保健福祉圏域	西之表市、熊毛郡(中種子町、南種子町、屋久島町)	4
奄 美 高齢者保健福祉圏域	奄美市、大島郡(大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町)	12
9圏域		43

【図表1-3】 高齢者保健福祉圏域

